



公募における圏域設定の考え方 (平成24年度第1回運営審議会で確認済み)

【圏域設定の視点】

1. 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについては、機能が極めて類似していることから、公募する圏域の設定については一体的に考慮する。
2. 地域包括ケアの基幹となるサービスでもあることから、市内各圏域の網羅性に配慮するとともに、現在の利用実態を踏まえ、継続的なサービスが提供できるような圏域設定を考える。

【圏域設定の考え方】

- ・現在、市内にある小規模多機能型居宅介護事業所は、10圏域にある「なみうち」1箇所であり、当該事業所では、市内中央部から東部地域（3・10圏域の全部と4・5・6・7圏域の一部）をサービス提供地域とし、登録定員25名を確保しながら、一日の15名の利用定員を充足している状況にある。
- ・こうした既設事業所の運営実態を踏まえると、一つの生活圏域だけでは施設運営に必要な定員の確保が難しいものと推測され、「なみうち」でのサービス提供地域の高齢者人口が19,000人となっていることから、当面はこうした規模の圏域に1事業所を整備することで、適正で持続的なサービスの提供につなげていく必要がある。
- ・5期計画の終期である平成26年度には市内の高齢者人口が78,000人になるものと推計されており、適正規模とする19,000人で除すと、平成26年度までに4施設が必要となる。このため、市内エリアを19,000人程度の4ブロックにわけ、平成26年度までに各ブロックに1施設を整備することを基本とする。
- ・この中で、複合型サービスについては、小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能が付加されるものであり、各ブロックからの訪問看護要請への対応にも配慮すると、各ブロックにアクセスしやすい中南部ブロックに複合サービスを整備するものとする。
- ・小規模多機能型居宅介護については、東部ブロックでは、既存事業所の「なみうち」がサービスを提供し、残る北西部ブロック、南西部ブロックに、それぞれ1事業所ずつ整備するものとする。この際、当該サービスの利用者には認知症高齢者が多いことから、認知症高齢者の割合の高い南西部ブロックを平成24年度の募集圏域とし、北西部を平成25年度の募集とする。